

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 平成23年4月1日～9月30日）。

1 職員の法令遵守の状況

道路交通法違反（6件）

・スピード違反

30km/h以上40km/h未満 1件

50km/h以上 1件

・人身事故

相手方に頸椎捻挫の傷害を与えたもの 2件

相手方に腰，足，背中の打撲等の傷害を与えたもの 1件

相手方に右足骨折の傷害を与えたもの 1件

2 公益通報の実績

(1) 受付件数 1件（継続調査していたもの）

(2) 処理状況

旅費の支給に係る事務に関する通報であり、調査を実施したが法令違反行為は認められなかった。

3 不当要求行為

報告件数 0件

4 旭川市公正職務審査会

(1) 開催回数 2回

(2) 会議内容 公益通報に係る審査等

(3) 市長等に対する意見

・旅費の支給について、透明性を確保し、統一的な取扱いを図るため、通知による周知を含め、検討すること。

・文書等の管理が適正に行われるよう徹底すること。

・公費の負担部分と私費の負担部分とを明確にすること。